

令和 5 年 5 月 21 日現在

機関番号：31203

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K13092

研究課題名（和文）イタリア公立学校の多様性教育支援と複合的プロジェクト型パートナーシップの調査研究

研究課題名（英文）Research study on diversity education support and multiple project-based partnerships in Italian public schools.

研究代表者

高橋 春菜（Takahashi, Haruna）

盛岡大学・文学部・准教授

研究者番号：80781418

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：イタリアの公教育は近年、従来のユニバーサリズムにもとづく多様性包摂の原理を踏まえつつも、英国等の枠組にならう「特別教育ニーズ」（BES）概念を導入（公教育省通達、2013年）、個別の対応を重視するパーティキュラリズムが前景化している。ただし制度上は特別教育ニーズの3区分に異なる対応が規定されるものの、実際の教育実践では一体的に取り扱う事例も浮上した。このことは、人格が関係性のなかで形成されるとの考え方が、共和国憲法をはじめ一連の教育関連法規に確認されてきたことと無縁でないように思われる。今後は背景を含め、昨今の欧州評議会等の国際組織の方針と、国内の方針及び教育現実との齟齬をも視野に検討したい。

研究成果の学術的意義や社会的意義

イタリア国際会議や日本の議論では、公立学校のなかの多様性をすべての子どもの教育の機会とする見方と個別の支援とする見方の間で、あるべき折り合いが見出されたとはいえない。また全体教育と個別の支援を無暗に混同したり、安易な折一に流れたりするとかえって問題を生じることも指摘されている。むろん各国では全体と個別の要請の間を折衷する「合理的配慮」も期待されるが、イタリアの障害児のインクルーシブ（インクルージョン）ないし文化間教育が、「配慮」という消極的アプローチを越えて全児童生徒の教育実践を展開してきたことは無視できない。図らずも歴史的に個別と全体との折衝に取り組んできたイタリアの事例は示唆に富む。

研究成果の概要（英文）：In recent years, Italian public education has introduced the concept of 'special educational needs' (BES) in line with the framework of the UK and other countries (Ministry of Public Education Circular, 2013), while taking into account the principle of diversity inclusion based on traditional universalism, foregrounding particularism, which emphasises individual provision. However, although the system stipulates different responses to the three categories of special educational needs, cases have emerged where they are treated integrally in actual educational practice. This seems to be not unrelated to the fact that the idea of personality as an entity that is formed through relationships has been confirmed in the Constitution of the Republic and a series of education-related laws and regulations.

研究分野：比較教育学

キーワード：特別教育ニーズ 個別教育計画・個別指導計画 インクルーシブ教育 文化間教育 欧州評議会 文化間対話に関する白書 中立・平等 人格

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

イタリアでは、社会福祉政策全般の合理化政策として脱施設化を進めた **1970** 年代以降、障害児の普通学校へのインクルージョン(現在、インクルーシブ教育)を世界に先駆けて制度化した。すべての子どもが通う学校で共に互いに学び合うばかりでなく、その多様性を全児童生徒の新たな学びのリソースと捉える公教育のユニバーサリズムは、外国籍児童生徒統合を目指す文化間教育 (**educazione interculturale**) の公教育省指針 (**2007** 年) にも発展的に受け継がれた(高橋春菜、**2016**)。これらの包摂的理念にもとづく多様性教育は、欧州評議会の「キーコンピテンシー」勧告 (**2006** 年) を踏襲する現行のイタリア全国カリキュラム指針で、新たな多元的社會を担うための「社会的・市民的コンピテンシー」の基盤に位置づけられる。

一方で、近年の公的指針での扱いや関連施策には、障害や文化的・社会的・経済的な背景による多様性を個別のニーズと捉えて支援する個別支援のパーティキュラリズムが前面に押し出されている。その制度的基盤として、イタリアにも英国等で用いられる **Special Educational Needs** の枠組に倣った「特別教育ニーズ」(**BES : Bisogni Educativi Speciali**) 概念が導入され、「個別教育計画」(**PEI**) 及び「個別指導計画」(**PDP**) の作成が義務付けられた(公教育省通達、**2013** 年)。BES は、「従来の枠組みで捉えられる障がい」「発達障害」「社会経済的、言語的、文化的な特別ニーズ」に大別される。背景には、貧困や社会的排除の削減及び就学放棄の削減と就業率の向上等を目指す EU の「ヨーロッパ **2020** 年計画」が控える。しかしながら、その矛盾や課題が各方面で指摘されている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、公立学校における多様性の支援と教育の望ましいデザインを検討するため、イタリアの実態から示唆を得ることである。イタリア公教育省は、**1970** 年代以降の障害児統合から **1990** 年代以降の移民児童生徒統合に至るまで、公立学校における多様性の統合をユニバーサリズムにもとづく全児童生徒の教育機会ないし学校改革の契機とする理念を貫いてきた。そうした包摂的理念にもとづく学びの推進は、既述のとおり、多元的社會を担う「社会的・市民的コンピテンシー」(欧州評議会、**2006** 年さらに **2018**) に照らして無視できない。一方、**2013** 年に「特別教育ニーズ」概念が導入されてからは、同様の多様性に対し個別支援のパーティキュラリズムも前面に押し出されている。これら包摂的教育と個別支援の両面に係る公的支援網の整備が模索され、各学校は多様な主体との複合的かつプロジェクト型のパートナーシップを展開してきている。その実態について、支援と教育の二重の観点から質的調査をおこない、制度・原理との関連を踏まえた実践の枠組みを示すことを目的とした。

総じてイタリア国際会議や日本の議論においては、公立学校における多様性を教育改革の機会とする見方と個別支援とする見方の間で、あるべき折り合いが明示されたとは言い難い。また全体教育と個別支援を無反省に混同したり、安易な択一に流れたりするとかえって問題を生じることが浮き彫りとなっている。もっとも日本の議論では全体と個別の要請の間を折衷する「合理的配慮」に期待が寄せられるが、イタリアのインクルーシブ(インクルージョン)ないし文化間教育が、「配慮」という消極的アプローチを越えて全児童生徒のための教育実践を展開してきたことは無視できない(高橋、**2014, 2015, 2016, 2017** ほか)。

これらイタリアの多様性教育は日本にほとんど紹介されておらず引き続き検討が求められる。また、伝統的に取り込まれる宗教科及び代替科目や、直近の教育改革法 (**2015** 年) に明文化されたジェンダー教育も含めて検討していく必要がある。したがって本研究の課題の一つ目は、イタリア公立学校における多様性対応の実態について、あえて全体教育と個別支援の二つの視点から明らかにしつつ、その意義と課題を検討することである。

3. 研究の方法

本研究の方法は、教育実践の観察及び実践者ら関係者らへの聞き取りなどによるフィールドワークを中心とした現地調査である。当初の予定では、「従来の枠組みで捉えられる障がい」「発達障害」「社会経済的、言語的、文化的な特別ニーズ」のすべてについて、イタリア中部、北部、南部の学校を調査するほか、EU の予算による採択プロジェクトと草の根の運動によるプロジェクトを網羅的に調査する予定であった。しかしながら、新型コロナウイルスの蔓延により、本研究事業の 2 年目終盤以降は現地渡航が不可能となり、実際に各学校を訪問できたのは初年度のみである。二年目の中盤には現地の国際会議に出席して動向を調査した。したがって、本研究事業の後半には大幅な研究方法の変更を余儀なくされ、多様性教育の理論的枠組みの精査に切り替えた。その際の検討の焦点も「社会経済的、言語的、文化的な特別ニーズ」に絞り込んだ。

初年度は、学校統合組織 I C [Istituto Comprensivo] (幼児教育から前期中等教育の複数の学校を統合して運営) 2 件 (ボローニャ県ボローニャ市、トレント自治県トレント市) のほか、技術・商業・情報系高等専門学校 (ボローニャ市) への調査訪問を実施した。今年度中に訪問したすべての学校 (組織) において、主に特別支援教員による原学級での支援状況の観察及び、「個別教育計画」PEI [Piano Educativo Individualizzato]・PDP [Piano Didattico Personalizzato] の作成と運用に関して担当教員への聞き取りをおこなった。さらにボローニャ市の A 組織 (仮名) では、BES [Bisogni Educativi Speciali] に該当する子どもたちに開放す

る特別教室での様子を観察、技術系専門学校で、複数の対応について観察と聞き取りを行った。

4. 研究成果

(1) B E Sの制度的位置づけ

上述のとおり、イタリアでも公教育における特別支援の枠組みは制度上、「従来の枠組みで捉えられる障がい」「発達障害」「社会経済的、言語的、文化的な特別ニーズ」を「特別教育ニーズ」(B E S)という枠組みの下に一体的にとらえるものと移行したが、2019年の調査時において、それらの実際上の扱いは必ずしも一様ではないことが明らかになった。

特別支援教員の配置

調査時現在も、法規上、特別支援教員(1名以上の対象者に1名の特別支援教員)が配置されるのは、「従来の枠組で捉えられる生涯」、すなわち通称「104号法」(L.104/92)に規定される児童生徒のみであることが明らかとなった。だが、この特別支援教員は従来通り、対象児童生徒と周囲との関係性にも配慮するとされていることから、結果として、当該児童生徒を取り巻く他の子どもたちを含む学級ないし学校全体の教育支援に携わる。

P E I・P D Pの作成・運用

「個別教育計画」(P E I)が作成されるのは、「104号法」に規定される児童生徒のみである。このP E Iにおいては、一般のカリキュラムとは異なる目標が設定されうる。また併せて、P E Iによって教育を受けた場合には、その旨が卒業時の証書に記載されることとなっている。他方で、他の種別の「特別教育ニーズ」(B E S)では、既存カリキュラムの原則に則りながら指導方法における特別措置や指導内容の軽減等によって対応しなければならない。もっとも重度の場合には「個別指導計画」(P D P)が作成される。

(2) 各学校における実態

各学校の日常的な状況のなかでは、異なるニーズないし障害を一体的に扱っている実態があることも明らかになった。ポローニャ市においては、訪問した初等学校、技術系専門学校のいずれでも、校内に特別教育活動を展開する教室が設けられており、いわばリフレッシュ教室、マグネット教室、オルタナティブ教室といった様相であった。教育観の面では、多様な制作活動を通じて子ども自身による表現のイニシアティブを励まし、そうした制作活動を原学級の子もたちの活動に貢献する内容とすることで、間接的でも原学級の子もたちとの接続を促そうとする包摂的なアプローチが浮かび上がった。

初等学校(初等教育)

たとえば初等学校においては、様々な事情で教室にいられない子どもがいつでも立ち寄れる教室が設置されていた。教科横断的な活動(料理・クラフト等)やI C Tにまつわる活動などを各々におこなったり、プロジェクトとして複数人でおこなったりする様子が見られた。複数の教員ないし教育員が対応しており、特定の児童を対象に配置された特別支援教員、授業がなく空き時間となっている教員、外部の民間団体により派遣される教育員らである。「授業がなく空き時間となっている教員」が存在するのは、イタリアの小学校では教科担任制を採用しているためである。おそらく、この教室に配置される時間も、法律の定める週当たりの教授時間数(授業22時間+企画運営2時間)の中で采配されているものと思われる(ただし要確認)。

なお、自閉症児に対しては、個別の支援が展開していた。この児童は概ね自作の小屋の中で一日を過ごす。本人が望めば、木箱を制作して所属学級の子もたちの農作業に提供するという。このように、いかにP E I及びP D Pが個別化されたものとなっても、教員たちの働きかけのなかではできる限り、他の子どもたちとのかかわりを維持しようとする配慮が見られる。ひるがえって、上述の特別教室も、あえてニーズの種別を分けないことにより、子ども同士、教員ないし教育員らスタッフ同士、そして子どもとスタッフらの多様で柔軟なかかわりが可能となっている点は、あらためて特筆される。

特定の対象児童の教育支援を担う特別支援教員が、他の児童のニーズや困難にまつわる相談役となっている様子も見受けられ、子どもたちはもとより教員及び教育員らのスタッフらが日常的に相談しあいながら、殊更に役割を分けずにこの教室を運営している様子は印象的であった。なお、同校では、概ね「社会経済的、言語的、文化的な特別ニーズ」に含まれると考えられる外国出身児童対応の地域の拠点校ともなっており、別の枠組での地域連携が展開しているが、継続調査が叶わず、あらためて情報収集が必要となっている。

技術系専門学校(後期中等教育)

ある大規模な技術系専門学校では(5学年・約2000名)ウェルビーイング(Benessere)という総学・退学防止(ないし学校教育の質向上)のプロジェクトが学校現場で浸透しつつあり、その枠組みのもとでB E S児童生徒対応がおこなわれる事例(予算・活動の事実上の共有)もみられ、しばしば外部施設とも連携していた。なお、ウェルビーイングという名称を冠した取り組みは全段階にわたる各地の学校で見られる。同校では、2018年より校内でウェルビーイング・グループを結成、各種相談窓口のほか、校内に設置される複数の特別教室の運営に当たっている。

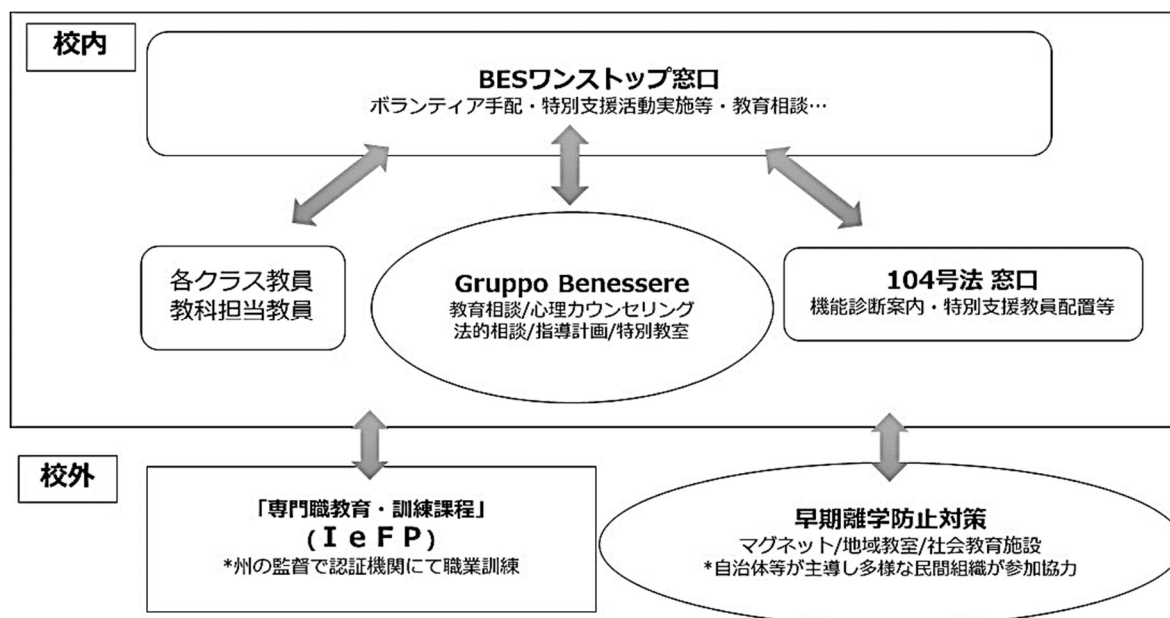
ここでは、通常学級での授業についていけない生徒たちに対して代替活動プログラムを提供する。とりわけ「104号法」以外のB E S生徒を包摂することを目的としつつも、結果的には、より広く退学・総学リスクを有する生徒のセーフティネットとなっている。教員には問題生徒を

停学その他の処分とする手前の措置として認識されている向きもある。調査時現在、同校の「104号法」以外のBES生徒(DSA等の発達障害もしくは文化社会的困難)として把握されているのは250名ほどであるが、潜在的に対象となり得る生徒はより多くみられている。

スタッフは以下3名を中心として、民間団体からの派遣ないしボランティアの数名によって担われる。統括に当たる特別支援教員1名で、公教育省からの補助金のうち特別学校事業に充てる予算から特別手当の支給を受ける(正規雇用「特別支援教員」として支払われる給与の1割程度)。芸術系教員2名は、当該プログラムを中心とする特別活動のため国により雇用される。このほか、「104号法」で障害のある生徒に派遣される外部の教育員のうち数名が、州等の別予算による特別手当を受けて協力しているが、実際はボランティアで従事する時間外勤務も生じているという。このように、人材の法的位置づけも財源も多岐にわたる。

組織と活動の具体例

同校でのBES対応は、概ね、下図のように組織されている。学校内・外における早期離学対策にも一部では重複しながら接続していることにも留意が必要である。



図・A技術系専門学校におけるBES対応の組織図(概要)

*矢印は情報共有・相談・生徒の教育支援の分担等の連携関係を示す。

出典：同校での聞き取りをもとに筆者作成。

特別教室は、正課の時間内に、校内の空き教室等を活用し、対面式の授業とは異なる実践的なワークショップを実施するものであった。カウンセリング、カフェ、工房(自転車修理や学校の備品整備)、創作(自分の手を題材にした陶芸など)、演劇などがあらかじめ週のプログラムに組み込まれ、希望する生徒が、基本的には事前申し込みのうえ参加する。調査時には料理のコースを開講予定で、調理に係る州保健局AUSLの認可を待っているところであった。スタッフは学校教員が授業のない空き時間に担当するほか、外部の教育員、専門家等が担当する。観察時には、各活動に10名弱の子どもたちが集い、数名の教員ないし教育員が指導・対応していた。

右表は、週間プログラムのカレンダーである。縦軸に時間帯、横軸に曜日と日付があり、表内には活動名、主担当教員、教室がカラフルに書き込まれている。同一時間内に複数のプログラムが用意され、生徒たちが選べるようになっている。

GRUPPO BENESSERE	Lunedì 21 Gennaio	Martedì 22 Gennaio	Mercoledì 23 Gennaio	Giovedì 24 Gennaio	Venerdì 25 Gennaio
9 - 10	Spazio Bar (Lunari) Auditorium Auditorium (Gruppi) Auditorium (Gruppi) Laboratorio Cucina (Gruppi)	Conoscenza (Auditorium (Gruppi)) Danza e Teatro (Gruppi) Laboratorio Pitture	Spazio Bar (Lunari) Auditorium (Gruppi) Laboratorio Pitture	Conoscenza (Auditorium (Gruppi)) Laboratorio Cucina (Gruppi)	Spazio Bar (Lunari) Auditorium (Gruppi) Laboratorio Pitture
10 - 11	Spazio Bar (Lunari) Auditorium Auditorium (Gruppi) Laboratorio Cucina (Gruppi)	Conoscenza (Auditorium (Gruppi)) Danza e Teatro (Gruppi) Laboratorio Pitture	Spazio Bar (Lunari) Auditorium (Gruppi) Laboratorio Pitture	Spazio Bar (Lunari) Auditorium (Gruppi) Laboratorio Pitture	Spazio Bar (Lunari) Auditorium (Gruppi) Laboratorio Pitture
11 - 12	Spazio Bar (Lunari) Auditorium Auditorium (Gruppi) Laboratorio Cucina (Gruppi)	Conoscenza (Auditorium (Gruppi)) Danza e Teatro (Gruppi) Laboratorio Pitture	Spazio Bar (Lunari) Auditorium (Gruppi) Laboratorio Pitture	Spazio Bar (Lunari) Auditorium (Gruppi) Laboratorio Pitture	Spazio Bar (Lunari) Auditorium (Gruppi) Laboratorio Pitture
12 - 13	Spazio Bar (Lunari)	Conoscenza (Auditorium (Gruppi)) Danza e Teatro (Gruppi) Laboratorio Pitture	Spazio Bar (Lunari) Auditorium (Gruppi) Laboratorio Pitture	Conoscenza (Auditorium (Gruppi))	
13 - 14	Spazio Bar (Lunari) Auditorium Auditorium (Gruppi) Laboratorio Cucina (Gruppi)	Conoscenza (Auditorium (Gruppi)) Danza e Teatro (Gruppi) Laboratorio Pitture	Spazio Bar (Lunari) Auditorium (Gruppi) Laboratorio Pitture	Spazio Bar (Lunari) Auditorium (Gruppi) Laboratorio Pitture	
POMERIGGIO	LABORATORIO DI MUSICA				LABORATORIO DI MUSICA

(3) イタリアの多様性包摂とEUの自由主義

「文化間対話のための白書」と impartiality

本研究期間の後半は、現地渡航を断念せざるを得ないと判断し、多様性教育支援の理論的検討に研究の焦点及び方法を切り替えた。その検討を踏まえ2022年の日本比較教育学会では、欧州評議会(EU理事会)の『文化間対話に関する白書』(2008)において、EUの統合理念「人権、民主主義、法の支配」という「共通の目的意識」への構成員の統合を実現するための理念構造上の鍵となっている **impartial(ity)**[中立・公平(性)]概念が、かえって文化を損ない、対話をささ骨抜きにしかねない懸念を問題提起した(高橋「欧州評議会『文化間対話に関する

白書』における impartial という問題 - イタリアの事例に照らして - 」日本比較教育学会、一般発表・個人、2022年）。

欧州評議会による先の白書において文化間対話の中核をなすのは、民主主義や人権といった普遍的価値と、こうした普遍的価値に接続するために構成員を**来歴や帰属から自由な存在**として捉え返す自由主義である。同白書は、共同体主義が擁護してきた多文化主義との明確な区別を前面に押し出している。こうした欧州の自由主義に基づく統合理念は、移民の第二世代が6割を超えるイタリアにおいても、新たな文化的アイデンティティの形成ないし、その社会統合にとって重要な意義をもちうる。ただしこれを一義的に推し進めれば、文化の尊重のもとづく対話そのものを骨抜きにしてしまいかねないことには留意が必要である。

また、イタリアにおいては、1990年代以降の移民子弟の急増を受け、欧州の動向を踏まえた文化間教育の理念を採用したが、具体的には、文化間仲介者による介入、移民文学等の文化資源生成、そのもとでの教育実践を通じて、移民背景を持つ子どもたちの周囲はもとより、当事者らも**自らの経験や来歴を理解する**ための場が積極的に設けられていたこと、そうして異なる文化的背景の理解のもとづく対話を促進する風土の形成が試みられていたことは無視できない。

人格・共和国憲法・カトリック社会教説

イタリアは、上述のようなEU評議会の指針に応じて国内でも文化間教育の理念を実践の水準にまで浸透させてきたが、「文化間教育と外国籍児童生徒の統合のためのイタリアの道（2007、以下「文化間教育・統合指針」とする）においては、概ね類似した理念構造のなかにも、見逃すことのできない根本的な違いが存在している。それは、「**人格の中心性**」という見出しが組み込まれていることである。この見出し語は、そのまま現行の「幼児学校と第一課程のカリキュラムのための全国要領」（2012、以下、「カリキュラム全国要領」とする）にも立てられている。ところでこの**人格**概念は、カトリックの社会教説の重要概念として知られ、イタリアでは第二次世界大戦後の共和国憲法第2条にも次のように明文化される（井口文男の訳に拠る：井口文男「共和国憲法」馬場康雄、岡沢憲英編『イタリアの政治「普通でない民主主義国の終り？」』早稲田大学出版部、1999年、39頁）。

【イタリア共和国憲法 第2条】

共和国は、個人としての、またその人格が発展する社会的形態における人間の不可侵の諸権利を認め、かつ保障すると共に、政治的、経済的、及び社会的連帯の絶対的な諸義務の履行を求める。

同条は、国家形成期の理念となった自由主義の伝統を踏まえつつも、当時の憲法制定議会の多数派を占めたキリスト教民主党、社会党、共産党らの意向を踏まえ、カトリックの社会教説と社会主義の合流したものと指摘される。イタリア憲法学者である井口文男によれば、「いうまでもなく人間を「個人」として捉え、その「個人の権利」を保障するというのは近代憲法を誕生せしめた自由主義に由来するものである。ただし自由主義は、社会を個人と国家からのみ構成されるものとみなし、その中間にある集団（家族、地域共同体、組合、教会等）を無視した。これに対してカトリックの社会教説は、「人格」を有したのものとして人間を捉え、この人格はさまざまな社会集団において完成されるものであり、この集団の頂点に国家が位置し、さらに国家は国際共同体を形成すると主張する。」（同上）こうした中間組織のなかでの人間形成を重視するカトリックの人間観が憲法第2条の前段には確認されている。さらに、その人間観を前提とした権利の擁護にいたっては、「資本主義社会において搾取されている労働者の必要性を主張する社会主義の立場」が合流しており、これらの立場を媒介するものとして、「社会的連帯」が据えられたと解釈される（井口、同上）。

同条は、いましがた言及した現行の「カリキュラム全国要領」の冒頭でも言及され、この**共同体のなかで形成される存在**と人間を捉える契機となる**人格**の概念は、公教育枠組法（1994）はもとより、既述のとおり、「文化間教育・統合指針」にも維持された。このことは、イタリア国内での文化間対話を含む一般教育の理念が、EU評議会による impartiality を鍵概念とする文化間対話の理念とは一線を画すものであることを浮き彫りにしている。じっさい、現在のイタリアカトリック司教会議の代表M.ズピ氏は、イタリアの共和国憲法とカトリックの社会教説の合流する地点は「ただ冷徹で非人格的な中立性[impersonale imparzialità]ではない」（M. Zuppi, *Lettera alla Costituzione: Con l'ultima lezione di Valerio Onida*, EDB, 2023, p.12）と端的に警鐘を鳴らす。もっとも、イタリア共和国憲法第2条で謳われる「権利」の擁護と「社会的連帯」の実現は、第1条と第4条で明記されるように「労働」を通じてなされる。

本報告で垣間見た各学校の取り組みは、子どもたちの**表現**ないし**仕事**を担保するという意味で、第4条「各市民は、その能力と選択に従い（つまり自らの天職に応える十全な自由のもとで：Zuppi 補足、同前）、社会の実質的又は精神的進展に資する活動又は機能を果たす義務を負う。」に対応する取り組みとも解釈しうる。「社会経済的、言語的、文化的な特別ニーズ」には、宗教的差異の包摂も課題になる。イタリアの公教育におけるカトリック教育（IRC）が、個人を来歴と共同体から切り離すのではなく、**これらに連なる存在としての人格**を前提とした文化間対話に取り組んでいることは示唆に富む。今後は、この点の調査研究に取り組みたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 高橋春菜	4. 巻 63号
2. 論文標題 イタリアの公共図書館における文化間教育	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 比較教育学研究	6. 最初と最後の頁 112-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋春菜	4. 巻 29
2. 論文標題 「ホーム」から「世界」へ H.アーレント「私的領域/公的領域」概念によるイタリア公共図書館解釈の試み	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較文化研究	6. 最初と最後の頁 17-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 高橋春菜
2. 発表標題 テンポ・ビエーノとは何だったのかーボローニャ教育市民会議Febbraio pedagogico(1974)の議事録を中心に
3. 学会等名 イタリア言語・文化研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Haruna Takahashi
2. 発表標題 Concept of public library as place for intercultural education: form and implications from a new Italian public library
3. 学会等名 Emerging Researchers' Conference (ERC) at ECER 2018 " Inclusion and Exclusion, Resources for Educational Research " Bolzano, Italy 3 - 4 September 2018 (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 高橋春菜
2. 発表標題 イタリア教育学研究 - これからの市民社会における公教育のあり方 - (「今日の学校に教育参加する学校外主体」)
3. 学会等名 日本教育学会第77回大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 R. Casadei (eds.)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Edizioni ETS:Pisa, Italy	5. 総ページ数 251
3. 書名 Education: Questions and Dialogues (at) Work	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 日本・イタリア合同シンポジウム What is the "professional knowledge" teachers are supposed to acquire?	開催年 2021年～2021年
--	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
イタリア	ボローニャ大学		